

文教民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和8年(2026年)3月23日

宇部市議会議長 山下節子様

文教民生委員長 城美 暁

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第24号	宇部市体育施設条例中一部改正の件	原案可決	受益者負担の適正化を図るため、利用料金を見直すものであり、妥当なものと認めた。
議案第25号	宇部市渡辺翁記念会館条例中一部改正の件	原案可決	受益者負担の適正化を図るため、利用料金を見直すとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第26号	宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件	原案可決	受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第27号	宇部市福祉ふれあいセンター条例中一部改正の件	原案可決	受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すものであり、妥当なものと認めた。
議案第28号	宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	原案可決	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第29号	宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件	原案可決	子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例を制定するものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議第 39 案号	宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	原案可決	宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、市議会の議決を求めらるるものであり、妥当なものと認めた。
議第 40 案号	工事請負契約締結の件 (恩田学童保育クラブ施設新築(建築主体)工事)	原案可決	工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めらるるものであり、妥当なものと認めた。
議第 45 案号	宇部市介護保険条例中一部改正の件	原案可決	介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度における第1号被保険者の保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法及び基準の特例を定めるものであり、妥当なものと認めた。
議第 46 案号	宇部市国民健康保険条例中一部改正の件	原案可決	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金を創設し、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得に関する規定を改正するとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。